

# 「LEC 新聞記事から選択式出題テーマを大予想！『井上ワイド2』」から 第44回社労士試験【選択式】厚年法の出題が 論点的中 しました !!



## LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

新聞記事から選択式出題テーマを大予想！『井上ワイド2』 p. 49 (RM12286)

### 厚生年金保険法(老齢年金給付の基準)第132条

#### 第2項

基金が支給する**老齢年金給付**であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この条、附則第17条の4第8項及び第17条の6第1項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の**平均標準報酬額**（加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額（第28条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。）の**1,000分の5.481**に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を**超えるものでなければならない**。

厚生年金基金の老齢年金給付の基準については、**代行部分**を上回るものでなければならぬ。

#### 第3項

基金は、その支給する**老齢年金給付**の水準が前項に規定する額に**3.23**を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

厚生年金基金の老齢年金給付の努力目標水準を代行部分の3.23倍とする。

厚生年金保険（老齢厚生年金）	厚生年金基金（老齢年金給付）
標準報酬月額	報酬標準給与
標準賞与額	賞与標準給与
標準報酬額	<b>基準標準給与額</b>
の額】 = 基準報酬額 × 5.481 / 1,000 × 加入員であった期間	<b>[老齢年金給付の額]</b> = <b>基準標準給与額</b> × 一定の率 × 加入員であった期間

的中！

## 本試験出題はこうでした！

### 選択式〔問7〕 厚生年金保険法の2及び3

2 厚生年金基金は、その支給する老齢年金給付の水準が上記1の**B ②代行部分**の額に**C ④3.23**を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

3 厚生年金基金が支給する老齢年金給付の額の算定方法は、(1)加入員の**D ①基準標準給与額**に一定の率を乗じて得た額に、加入員であった期間の月数を乗ずる方法、(2)前記(1)の方法に準ずる方法として厚生労働省令で定める方法により、加入員の**D ①基準標準給与額**及び加入員であった期間を用いて算定する方法、(3)前記(1)又は(2)の方法により算定する額に規約で定める額を加算する方法のいずれかによるものでなければならない。